

# 審議会等の設置等に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、市長の附属機関及び協議会等（以下「審議会等」という。）の設置等について、準拠すべき基本的事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置するものをいう。

2 この要綱において、「協議会等」とは、法律又は条例の規定に基づかず、専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、要綱等により設置するものをいう。ただし、行政関係職員のみで構成されている「協議会等」については、除外するものとする。

## (審議会等の設置)

第3条 審議会等の設置にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等の所掌事務は、設置目的及び審議事項が類似する審議会等の設置を防ぐため、できるだけ広範囲のものとし、その運営に当たっては、分科会又は部会を設置して弾力的、機能的な運営を図るものとする。
- (2) 審議会等の設置については、行政の簡素・効率化、行政責任の明確化の見地から真に必要なものに限るものとする。
- (3) 審議会等の委員の数は、原則として20人以内とする。ただし、法律又はこれに基づく命令（以下「法令」という。）に定めがあるなど特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (4) 臨時的な審議会等については、設置期限を明示するものとする。
- (5) 協議会等の設置の際には、その名称には、審議会、審査会、調査会など附属機関と紛らわしい表現は用いないものとする。

## (審議会等の運営)

第4条 審議会等の運営にあたっては、市政に対する市民参加を促進するとともに、市政における透明性・公正性を向上させるため、「会議の公開に関する指針」（平成10年4月1日施行）に基づき、原則公開により行うものとする。また、効果的・効率的な運営を行うため、次の事項に留意するものとする。

- (1) 会議の開催は、必要最小限にとどめる。
- (2) 市民委員を含む会議の開催にあつては、夜間や土日開催等を検討するなど、市民委員の出席につき、配慮しなければならない。
- (3) 会議の資料は、原則として、開催前に配付する。
- (4) 会議記録等は、審議経過等が明確となるよう作成する。
- (5) 委員名簿は、原則公開とする。ただし、公開により会議の運営に著しい支障、または委員の生命、身体に危険が及ぶ恐れのあるときは、非公開とすることができる。
- (6) 答申や報告書の策定過程において、より多くの市民意見を聴取する必要があると当該審議会等において判断した場合には、「市民意見提出制度に関する指針」（平成18年6月1日施行）に準じた運用を行うこととする。
- (7) 八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例（平成17年八尾市条例第20号。以下、「まちづくり基本条例」という。）第14条第3項の規定に基づき、審議会等の議事において十分に議論が尽くされるよう配慮し、運営しなければならない。

#### （審議会等の委員の選任）

第5条 審議会等の委員の選任については、当該審議会等の設置目的を踏まえて、次の事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から、極力充て職に基づく選任に依ることなく適切な人材を選任するものとする。
  - (2) 女性委員の登用については、「第2次 やお女と男のはつらつプラン～未来をはぐくむ共同参画社会へ～」（平成21年3月策定）によるものとし、平成27年（2015年）までに、審議会等における女性委員の割合が35%以上になるよう積極的に努めるものとする。
  - (3) 市職員は、法令に定めがある場合及び審議会等の性質に照らし、止むを得ない場合を除き、委員に選任しないものとする。
  - (4) 委員の在任期間は、委員就任時において通算して10年を超えないものとする。
  - (5) 同一人を委員として選任できる審議会等の数は、4機関までとする。
- 2 前項第4号及び第5号の規定については、委員に選任しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しないことができる。
- (1) 当該審議会等の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者及びこれらに準ずると認められる者で、当該団体内での適任者の状況等を鑑みてもなお選任の必要があると認められる場合
  - (2) 専門的な知識、経験を有する者が他に得られない場合など、特別な事情があると認められる場合
- 3 前項の規定を適用する場合においては、委員の選任の際において、理由書（様式1）を添付しなければならない。

(委員の公募)

第6条 審議会等の委員を選任する際には、その設置目的、審議内容等を勘案した上で、まちづくり基本条例第14条第1項及び同条第2項の規定に基づき、委員の公募に努めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 法令等により委員の資格が限定されている場合
- (2) 専門的な知識や経験等を要する場合
- (3) 特定の個人や団体等に関する内容を扱う場合
- (4) その他審議会等の設置目的や審議事項等から公募が適さないと認められる場合

(審議会等の見直し)

第7条 既に設置されている審議会等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的が既に達成されているもの
- (2) 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により著しく役割が低下してきたもの
- (3) 活動が著しく不活発なもの
- (4) まちづくり基本条例第12条に定める市民意見提出制度の活用等、他の行政手段等により代替可能なもの
- (5) 設置目的及び所掌事務が他の審議会等と類似又は重複しているもの
- (6) その他行政の総合性の確保、簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの

2 過去1年以上委員が任命されていない審議会等及び過去3年以上開催されていない審議会等並びに設置後5年以上経過した審議会等については、前項に掲げる視点に照らし、その必要性について積極的に再検討するものとする。

(調整事項)

第8条 各部局の総務を担当する所属長は、当該部局の審議会等の設置等に関し、次の事項の調整を行うものとする。

- (1) 設置、廃止及び統合に関すること。
- (2) 委員の選任及び解任に関すること。

2 各部局長は、新たに審議会等を設置する場合、又は既に設置されている審議会等を廃止若しくは統合する場合には、行政改革課に合議するものとする。

3 各部局長は、審議会等の委員の選任及び解任については、行政改革課及び総務部人事課に合議するものとする。

4 各部局長は、第5条第1項第2号の目標を達成するために、審議会等の新設に伴う委員の選任又は委員の改選もしくは補充にあたっては、「女性委員参画推進計画要領」(平成17年8月1日施行)に基づき、人権文化ふれあい部人権政策課長と事

前に協議するものとし、前項に規定する合議の際には、伺書に当該協議済の旨を記載するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年6月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条及び第6条の適用については、審議会等の委員の改選時から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(様式1)

## 理 由 書

下記の委員につきましては、審議会等の設置等に関する要綱（以下「要綱」という）第5条第2項及び同条第3項の規定に基づき、下記理由により選任いたしたく、報告いたします。

### 記

#### 1. 委員名及び選任区分

委員名 \_\_\_\_\_

選任区分（該当する区分に○をつけること）

- 1) 再任（平成 年 月 日をもって \_\_\_\_\_ 審議会委員の委嘱期間満了）
- 2) 新たに選任

#### 2. 役職区分（該当する区分に○をつけること）

- 1) 学識経験者
- 2) 市議会議員
- 3) 各種団体代表
- 4) 関係行政機関（国・府等）
- 5) 市職員
- 6) 公募市民委員
- 7) その他（公募以外の市民委員を含む）

#### 3. 要綱第5条第2項の規定を適用し、上記委員を選任する理由

(1) 該当する項目（○をつけること）

- ・委員の在任期間が、委員就任時において通算して10年を超える
- ・当該委員が選任されている審議会等の数が、4機関を超える

(2) 理由